③　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知（令和２年４月１日一部改正））及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑿　本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費。

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用。

⒀　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒁　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年２月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒂　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

⒃　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

⒄　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒅　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての資格要件を満足する者又は、条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における令和３・４年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、「土木一式工事」の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　北陸農政局における「土木一式工事」に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上の認定を受けている者であること。

なお、共同企業体により参加する場合には、いずれの構成員も「土木一式工事」の認定を受け、代表者は「土木一式工事」客観点数が1,250点以上、代表者以外の構成員は、「土木一式工事」客観点数が1,150点以上の認定を受けている者であること。

上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑸　施工実績

①　平成18年度以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に示す同種工事の施工実績を有すること。

②　同種工事とは「用（揚）排水機場の新設工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。

ただし、共同企業体にあっては、全ての構成員が上記に示す同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ　技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成18年度以降（過去15年間）に「用（揚）排水機場工事」又は「コンクリート工事」（規模は問わない）の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合に限る。）

ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、現場施工期間の１／２以上又は１年以上の期間を有していること。

現場施工期間とは契約工期のうち準備期間及び工事完成検査後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　現場据付に係る技術者においては、令和４年６月28日より、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。

⑺　入札説明書に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。

⑻　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である北陸農政局長に対し暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出。

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出。

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出。